

## 日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会競技規則

本規則は、日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会（以下「大会」という。）の安全確保と円滑な大会運営を行うため設ける。

第1条 参加希望者は、大会要項に定めた所定の手続きをとり、参加資格を得るものとする。

- 1 各参加チーム及び個人は本大会の競技説明会議（リーダー会議）に必ず出席するものとする。
- 2 前項の規則に違反した者（欠席）は本大会の釣果より20ポイント減する。
- 3 前項の規則に関わらず正当な理由により欠席した場合はこの限りではない。

第2条 競技種目は次のとおりとする。

- ① トローリングの部
- ② 磯釣り部門

第3条 対象魚は次のとおりとする。

- ① トローリング（カジキ類のみ）
- ② 磯釣り部門（グルクン、ハタ類、ガーラ、チン、ブダイ、イソマグロ、ヒメフェダイその他）※その他は大会本部が認めるもの

2. 上記のうちトローリング部門は1尾の重量が5kg以上、磯釣り部門は合計重量が1kgを審査の対象とする。（サメ、タコ、エイ、哺乳類等は対象外とする。）

第4条 対象魚となる釣果を故意に傷つけたときは、審査の対象外とする。

第5条 トローリング競技は大会長の合図によりスタートし、定められた時間までに久部良漁港への帰港を以て終了する。ただし、ヒットした場合は、その旨を大会本部に報告し、競技終了定刻1時間30分後までの帰港をもってポイントを有効とする。

（何の連絡もなく時間を守らなかったときは失格とみなす。）

2. 競技終了定刻30分後までの遅刻は審判長の判断によるものとし、それ以後の帰港者は失格とする。

第6条 競技上の安全確保のため、海上波浪警報発令の場合は競技を中止する。但し、台風接近による影響が考えられるときには、事前に中止及び延期の決定を行い、これを参加者に通知する。

2. 波浪注意報及び海上濃霧注意報等発令中の場合は、波高・風速・視界など実情を考慮して、競技の進行（時間の変更、短縮及び中止）については、大会事務局が審議し、審判長の判断を経て事務局長が通知する。

第7条 船上における安全確保のため、競技者は船長の指示に従って競技を行うこと。

第8条 競技者は時間を厳守し、競技の進行に支障をきたさないように留意すること。また、競技を途中棄権するときは、速やかに大会本部へ連絡すること。

第9条 競技者は、スポーツフィッシャーマンシップの原則に基づき行動し、不当な申告、その他釣り人らしかぬ行為が見受けられたときは失格の原因となり、次回大会以降の参加資格を失う。

第10条 チャーターボート（地元漁船）の使用を原則とし、オーナーボート（自船）での参加も認める。ただし、チャーターボートの割振りは指名とする。  
指名がない場合は事務局で配船する

2. 各チームの選手の定員については、乗船する船の定員以内とする。

第11条 オーナーボートで参加する場合は、乗員全員を参加者として参加料を支払うものとする。

2. オーナーボートでの参加者は、入漁料を支払うものとする。

第12条 釣果の検量及び審査は、競技者立ち会いのもとで行うこと。

2. 検量及び審査の後、写真撮影を必ず行うこと。

第13条 釣果は競技者に所有権を有し、釣果の取り扱いについては必ず大会本部に通告しなければならない。ただし、釣果の取扱について大会本部に通告なき場合は、所有権を放棄したものとみなす。

2. 競技者が釣果を所有する場合、解体料・保管料を競技者が支払うものとする。

第14条 競技審判長及びキャプテンは、ルールに違反した競技者について大会本部の指示のもとに、違反者を失格させる権限を有する。

第15条 大会本部の決定事項、または他競技者の行為に対する異議の申立を希望する競技者は、競技終了後30分以内に書面をもって大会本部に申し出ること。

2. 大会本部は競技者の申立に対し裁定する。この裁定は、最終決定である。

第16条 この規則に定めるもののほか、本大会の運営上必要な細則は、大会本部が別に定める。

日本最西端与那国島国際カジキ釣り大会緊急時連絡系統図

